

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

1. 事業者が提供するサービスについての相談・苦情・虐待防止等のための窓口

電話 03-5935-7013

担当 馬場 真弓

2. 居宅介護支援事業所ふれあいの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名 居宅介護支援事業所ふれあい

所在地 東京都練馬区大泉学園町4-22-4
パールハイツ大塚 201

介護保険指定番号 居宅介護支援（1372012664号）

サービスを提供する地域 練馬区・新座市

(2) 職員体制

	人数	従事する業務・資格
管理者	名	管理業務・支援相談業務
介護支援専門員	名	支援相談業務

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 9:00～18:00

【休日・・・土・日曜および12月31日～1月3日】

3. サービス利用までの流れ

- ① 利用者からの依頼の申し出
- ② 居宅介護支援についての説明と同意及び契約
- ③ 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を市区町村に提出
- ④ 課題分析の実施（アセスメントツールによる調査と把握）
 - ・ 利用者の状態の把握
 - ・ 生活上の問題と課題の把握
 - ・ どのようなサービスが必要かの把握
 - ・ 解決すべき課題などの把握
- ⑤ サービス計画案の作成
 - ・ ケアの方針と目標
 - ・ スケジュールの作成
 - ・ 利用者の意向と留意点の確認
- ⑥ サービス担当者会議
 - ・ 状態や情報、問題点の共有化
 - ・ 目標の共有化
 - ・ 利用者、家族の参加による意見交換

⑦ サービス計画作成

- ・ サービス利用票を配布し説明と同意を得る
- ・ 週間サービス計画票の作成

4. 利用料金

(1)基本利用料

居宅介護支援費	取扱件数	要介護度	単位数	利用料
居宅介護支援費 (I) ※2	(i) 45件未満	要介護 1・2	1,086/月	12,380/月
		要介護 3・4・5	1,411/月	16,085/月
	(ii) 45件以上 60件未満	要介護 1・2	544/月	6,201/月
		要介護 3・4・5	704/月	8,025/月
	(iii) 60件以上	要介護 1・2	326/月	3,716/月
		要介護 3・4・5	422/月	4,810/月
特定事業所加算 ※3		特定事業所加算 (I)	519/月	5,916/月
		特定事業所加算 (II)	421/月	4,799/月
		特定事業所加算 (III)	323/月	3,682/月
		特定事業所加算 (A)	114/月	1,299/月

ご利用料金については、要介護認定を受けられた方において、介護保険制度から全額支給されます。但し保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合、1か月につき要介護度に応じて上記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市区町村（保険者）の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

※2 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者、又は、指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者へのケアマネジメントは所定単位数の95/100を算定する

※3 質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価する加算で、ケアマネージャーの配置人数やサービスの提供体制、職員の研修実施状況、地域包括支援センターとの連携等で評価されます。なお、令和3年4月より、当該加算を取得する上で、「必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」が要件として新しく追加されます。

(2)加算料金

加算名	内容		単位数	利用料
初回加算	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回に加算する。(新規に居宅サービス契約を算定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合)		300	3,420 円
退院退所加算 (※4)	病院等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に加算する。 ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定しない。			
(I)	病院等の職員から情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回行っている	イ	450	5,130 円
	病院等の職員から情報の提供をカンファレンスにより1回行っている	ロ	600	6,840 円
(II)	病院等の職員から情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上行っている	イ	600	6,840 円
	病院等の職員から情報の提供を2回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	ロ	750	8,550 円
(III)	病院等の職員から情報の提供を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合		900	10,260 円
入院時 情報連携 加算	(I)	病院または診療所に入院した日のうちに、介護支援専門員が訪問し、病院または診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合に加算する。 ※営業時間終了後又は営業日以外に入院した場合は、入院日の翌日を含む。		250 2,850 円
	(II)	病院または診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、介護支援専門員が病院または診療所に訪問し、病院または診療所の職員に対して必要な情報を提供していた場合に加算する。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む		200 2,280 円

ターミナルケアマネジメント加算 (※5)	在宅でお亡くなりになられた利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、自宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に加算する。	400	4,560円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、病院または診療所の医師または看護師等とともに、利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、月に2回を限度として所定単位数を加算する。	200	2,280円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において、医師又は歯科医師の診療を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等から必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合、月に1回を限度として所定単位数を加算する。	50	570円

※4 当該加算のカンファレンスの要件について、令和3年4月より、「退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する」が追加されます。

※5 看取り期の本人・家族の十分な話し合いや、他の関係者との連携を一層充実させる観点から、令和3年4月より、看取りにかかる加算の算定要件に、厚労省が作成した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を求めることとしています。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねする又は訪問するための交通費通費の実費が必要です。

5. 事業者の居宅介護支援の特徴

(1) 運営方針

- ① 当事業所の介護支援専門員は、要介護状態（介護度1～5）にある利用者の心身の状況・環境等に応じて利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立ち援助を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療および福祉サービスが、総合的・効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整します。
- ③ 事業の実施にあたり、関係市区町村・地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2)サービス利用のために

- ①介護支援専門員の変更・・・・・・・・・・変更を希望される方はお申し出下さい。
- ②課題分析・・・・・・・・・・「標準課題分析項目 23」を網羅した書式を使用

6. 居宅介護支援の提供にあたっての留意点について

(1)質の高いケアマネジメントの推進

- ・当該事業所の居宅サービス計画（ケアプラン）総数に利用を位置付けた各サービス（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）の割合、前6月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の提供回数のうち同一事業所によって提供された割合について、ご希望があれば、交付して説明を行います。
- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(2)医療と介護の連携強化

- ・病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要があるため、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。

(3)感染症対策の強化

- ・委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施

(4)業務継続に向けた取組の強化

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施。

(5)高齢者虐待防止の推進

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施。

虐待防止に関する責任者 馬場 真弓

(6)身体拘束適正化の推進

- ・身体拘束適正化の推進の為、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施

※やむを得ず身体拘束を行う場合は、その利用者様の心身の状況、緊急等のやむを得ない理由、時間等の記録を行います。

(7)ハラスメント対策の強化

- ・男女雇用機会均等法等における、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ適切なハラスメント対策を行います。

(8)生活援助の訪問回数の多い利用者への対応

- ・区分支給限度額の利用割合が多く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を

占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの、点検・検証の仕組みを導入します。

(9)会議や多職種連携におけるICTの活用

・可能な場合、感染防止や多職種連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、下記の要件を満たした上で、テレビ電話等を活用しての実施が可能となります。

①モニタリング等利用者またはその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得てから行います。

②サービス担当者会議等においては主治医、担当者その他の関係者の以下の合意を得た上で行います

i) 利用者の状態が安定していること

ii) 利用者がテレビ電話等を介して意思疎通ができること

(家族のサポートがある場合も含む)

iii) テレビ電話等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること

③少なくとも2ヶ月に1回（介護予防支援の場合には6ヶ月に1回）は利用者居宅の訪問を行います

(10)利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的な対応が可能となります。

(11)記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化します。

- ・ サービス提供の開始に際し交付する重要事項を記載した文書
- ・ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する文書
- ・ 居宅介護支援台帳
- ・ 区への通知に係る文書
- ・ 苦情内容等の記録
- ・ 事故の状況及び処置についての記録等

(12)CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推進。（個別機能訓練加算、リハビリテーションマネジメント加算、栄養管理、口腔管理等の利用者単位の個別領域のデータを使用し、計画・実行・評価・改善をサイクルしていく流れとなります。）

(13)看取り期におけるサービスの利用前の相談・調整等に係る評価

居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なマネジメント業

務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となります。

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援事業者の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援事業者の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

8. サービス内容に関する苦情

(1)利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 馬場 真弓 電話 03-5935-7013

(2)その他

当事業者以外に市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 電話 03-3993-1344

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

練馬区役所 介護保険課 電話 03-3993-1111 (代表)

各地域の相談・苦情窓口については、別紙参照

9. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

10. 当法人の概要

名称 株式会社 C-コネクト
 代表取締役 永井 光春
 法人所在地 練馬区大泉学園町5-29-10
 電話番号 03-5933-0177
 営業所等 居宅介護支援事業所 訪問看護事業所
 訪問介護事業所 定期巡回・随時対応サービス事業所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所	株式会社 C-コネクト 居宅介護支援事業所 ふれあい
所在地	練馬区大泉学園町 4-22-4 パールハイツ大塚 201
代表者	代表取締役 永井 光春
説明者	介護支援専門員

氏 名

私は、事業者から重要事項説明書を交付され、居宅介護支援についての重要事項の説明を受け承諾・同意しました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名